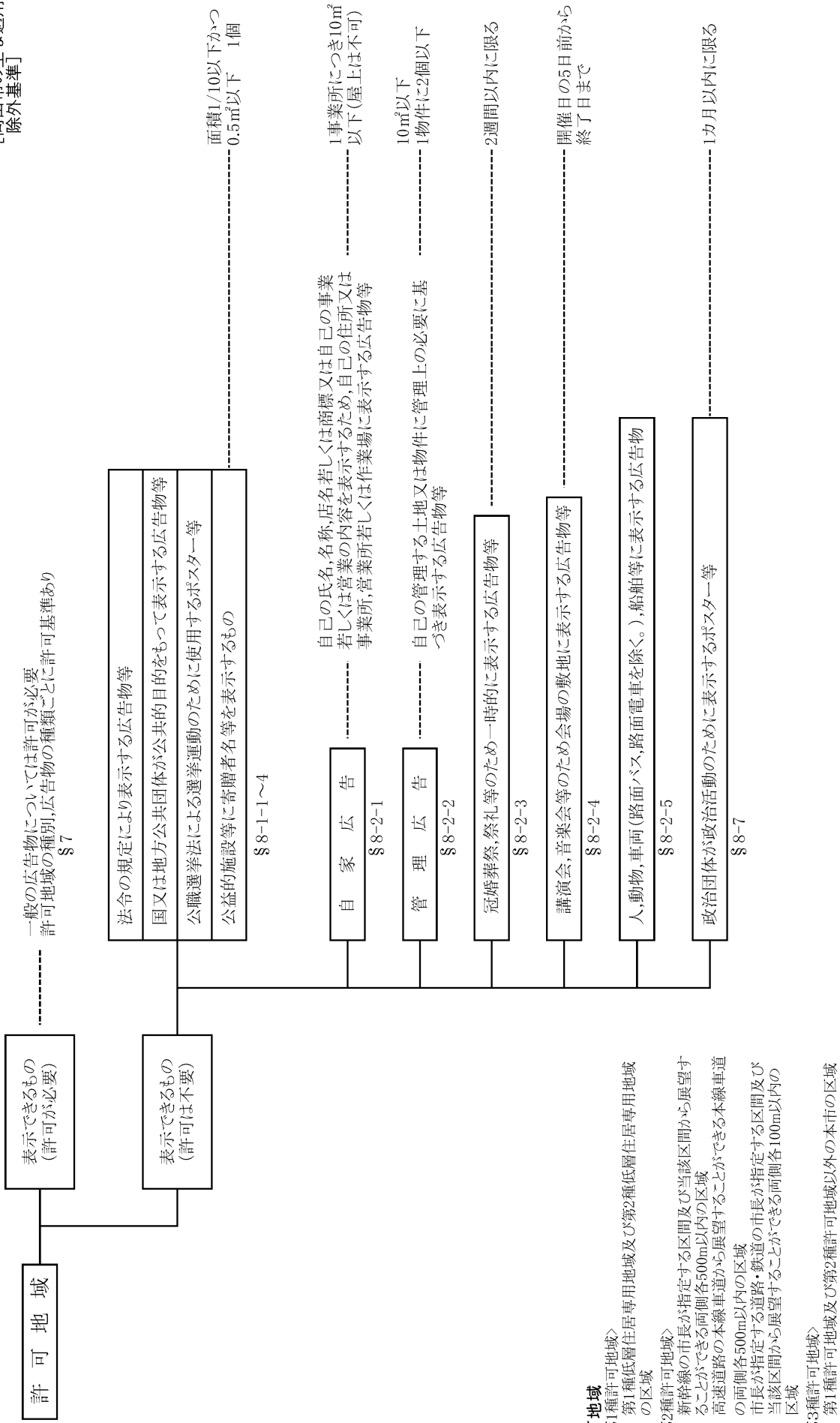


(4) 許可地域

<原則>

\* 参考  
 [岡山市の主な適用  
 除外基準]



**(2) はり紙, はり札等, 広告旗又は立看板等のみ表示禁止の物件**

- ① 電柱, 街路灯柱, 消火栓標識及びこれらに類するもの
- ② アーチの支柱及びアーケードの支柱

**(3) 表示禁止の物件**

- ① 道路の路面

**10 禁止広告物（条例第6条）**

次に掲げる広告物等は, 市内全域において, 一切表示し, 又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し, たい色し, 又は塗料等のはく離したものの
- (2) 著しく破損し, 又は老朽したものの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるものの
- (4) 信号機, 道路標識等に類似し, 又はこれらの効用を妨げるようなものの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

**11 許可地域（条例第7条）**

本市の区域内では, 市長の許可を受けなければ広告物等を表示し, 設置することができない。ただし, 条例第8条に該当すれば, 適用除外として許可を受けずに表示し, 又は設置できる場合がある。

許可地域は3種類に種別指定して, それぞれに許可基準を設定し, 地域の特性に応じた規制を行うこととしている。なお, 詳細な区域については, 告示（P129）を参照のこと。

区域名	指 定 地 域		
第1種許可地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域		
第2種許可地域	次の道路の全線の両側500m以内の区域	山陽自動車道 中国横断自動車道	
	次の鉄道の指定区間の両側500m以内の区域	山陽新幹線	
	次の道路の指定区間の両側100m以内の区域	国 道	2号 53号 180号 180号岡山西バイパス 180号一宮バイパス 250号 429号
		県 道	金甲山線 飽浦東児線 長谷小串線 妹尾御津線 寒河本庄岡山線 清音真金線
		その他	広域農道児島湾線
次の鉄道の指定区間の両側100m以内の区域	山陽本線 本四備讃線 宇野線 津山線 吉備線 赤穂線		
第3種許可地域	許可地域のうち, 第1種許可地域及び第2種許可地域以外の区域		